

雑紙の資源回収を始めました

資源ごみの回収日に同じ集積所へ

これまで燃やしても良いごみとして処理されていたものうち、紙類は40パーセントを占め、この中にはリサイクルできるものもかなり多く含まれていました。

そこで市では、これまで資源回収してきた、新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着・ビン・缶・ペットボトルに加え、4月から雑紙の資源回収を始めました。

雑紙の資源回収に、ぜひご協力をお願いします。

雑紙とは

新聞・雑誌・段ボール・紙パック以外の紙のことで、「紙マーク」がついているものは雑紙です。



紙マーク

紙マークが表示されていないくも、郵送書類、カレンダーなどの紙類すべてが対象となります。

回収期日・場所

月2回の資源ごみの日に、資源ごみの集積所に出してください。ただし、濡れた紙類はリサイクル

廃食用油の回収が公民館でも可能に

市では、使用済みや消費期限切れなどで不要となった廃食用油を回収し、BDF（バイオディーゼル燃料）にリサイクルするため廃食用油の回収を行っています。

これまで、廃食用油は清掃センターだけで回収していましたが、4月から各公民館でも回収することになりました。

回収できる廃食用油は植物性のものだけで、ラードなどの動物性のものや機械油（エンジンオイルなど）は回収できませんので、ご注意ください。

廃食用油を持ち出す際は、油が入っていた容器やペットボトルなど、しっかりふたができる容器に入れて、公民館に設置された回収箱に容器ごと入れてください。

回収日は特に指定していませんので、公民館の休館日（火曜日）を除く日に、お持ちくださるようお願いいたします。

▶ 問い合わせ 環境課（内線294）

ごみ減量協力店・協力事業所を募集 ジャスコ羽生店を協力店に認定

市では、ごみの減量や資源化を推進するため「ごみ減量協力店・協力事業所認定制度」を実施しています。これは、簡易包装や資源物の自主回収など、ごみの減量や資源化に積極的に取り組んでいる店舗・事業所を、「ごみ減量協力店・協力事業所」に認定するもので、このたびジャスコ羽生店が5番目の協力店に認定されました。

引き続き、協力店・協力事業所の募集をしていますので、環境に配慮した取り組みを実施している店舗や事業所のご応募をお待ちしています。

▶ 申し込み・問い合わせ 環境課（内線296）

ジャスコ羽生店でレジ袋が有料に

「ジャスコ羽生店」では、6月1日からレジ袋を有料化します。

この取り組みは、埼玉県とイオンリテール株式会社との協定に基づき、埼玉県内のジャスコ全店で一斉に実施するものです。

有料化したレジ袋の収益の一部は、「彩の国みどりの基金」に寄付されます。

▶ 問い合わせ

埼玉県環境部資源循環推進課 ☎048(830)3106

住宅リフォーム補助制度 のご案内

のご案内

市民の方が市内施工業者により個人住宅の改修工事を行った場合に、その経費の一部を補助します。

補助金額 市予算の範囲で、対象となる改修工事費（消費税別）の5%（千円未満切り捨て 限度額8万円）

申込資格

自らが住んでいる持ち家であること

市税を完納していること

市内業者が施工すること

改修工事費が20万円（消費税別）以上であること

必ず工事着手前に申請してください。

以前、対象住宅についてこの補助金を受けている方、または、対象となる改修工事について、市で実施している他の同様の補助金などの交付を受ける方は申請できません。

申し込み・問い合わせ

商工課（市民プラザ内）
☎560)3111

農地転用は許可申請・届出が必要です

農地転用とは？

農地を住宅、店舗、資材置場、駐車場などの用途に変更することです。農地を一時的に資材置場や駐車場にする場合も、農地転用の手続きが必要です。

農地を無断で転用したり、許可どおりに転用しない場合は農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの命令がなされ、これに従わない場合は、懲役や罰金の適用を受ける場合があります。

対象農地は？

すべての農地が対象となり、地目が農地であれば、耕作されていなくても対象となります。また、地目が農地でなくても、耕作されている土地は対象となります。

農地転用手続きは？

農地の所有者本人が自己のために行う場合と、事業者が権利の移転等を伴って行う場合で、許可申請方法が異なります。また、市街化区域内で農地転用をする場合は届出となります。転用の内容によっては他の法令の許可が必要となったり、農地の区域によっては転用できない場合がありますので、転用計画のある方は事前に農業委員会にご相談ください。

▶ 問い合わせ 農業委員会（内線288・289）

ふんのはじめは 飼い主の責任です

飼い主の責任です

市では、飼い犬のふん害等防止に関する意識の高揚を図り、快適な生活環境を確保するため、飼い犬ふん害等防止条例を定めています。この条例には、飼い主の責任として、飼い犬のふんや尿の処理などに関し必要な事項が定められています。

一部の心ない飼い主の行為により、ふんの問題は後を絶ちません。犬のふんのない住みよいまちにするには、飼い主のマナーひとつにかかっています。

飼い主のみならず、犬のふんは必ず取るようにしましょう。

条例で定めている内容

- ・犬の散歩時には、ふんを処理するための用具（スコップ・ピニール袋等）を携帯すること。
- ・飼い犬を外で散歩させるときは、網、鎖でつなぐこと。
- ・ふん等により公共の場所等を汚したときは、すぐに処理すること。

▶ 問い合わせ 保健医療課（内線175）

無料交通事故相談のご利用を

交通事故の解決にお困りの方々のために、社団法人日本損害保険協会では、自動車保険請求相談センターを設置し、自動車保険の請求について無料でご相談に応じます。専門相談員や弁護士が対応します。

専門相談員による相談

相談日 月曜日～金曜日（祝日を除く）

相談時間 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

面談による相談をご希望の場合は、事前に連絡ください。

弁護士による相談

毎月第1・3水曜日

相談時間 午後1時～4時

事前予約制で、面談によるご相談に応じます。

相談・問い合わせ

さいたま市中央区上落合

〒330-0854

自動車保険請求相談センター

12階

16階

お問い合わせ

13階

ビル4階